

国内旅行総合保険

2016年
4月以降用

(国内旅行傷害保険特約セット 傷害保険)

国内旅行傷害保険では、このような場合に保険金をお支払いします。

<p>航空機の墜落事故で亡くなられた 【傷害・死亡】</p>	<p>ホテルの階段から転落しケガをした 【傷害・死亡・後遺障害、手術、通院】</p>	<p>みやげ物屋の商品を誤ってこわしてしまった 【賠償責任(特約)】</p> <p>示談交渉サービス</p>	<p>旅行カバン・アタッシュケースなどを盗まれた 【携行品損害(特約)】</p>	<p>ゲレンデで混んでいて、不注意で滑走中に他人とぶつかった。相手をケガさせてしまったし、自分も相手もスキー板・ボードをこわしちゃった…。弁償しなきゃ。どうしよう…。(ご自身のレンタル品は対象となりません。)</p> <p>転んだ時に、ウェアが破れちゃったよ。結構、高かったのにな…</p> <p>ゲレンデでぶつかってしまって、ケガさせちゃった…</p>
------------------------------------	--	--	--	---

ご契約タイプ一覧表

★所定の集合地に集合してから、所定の解散地で解散するまでの危険を補償するタイプの契約です。

(被保険者1名につき)

旅行期間(ご契約期間)	2日間 (1泊2日まで)						4日間 (3泊4日まで)			7日間 (6泊7日まで)		14日間 (13泊14日まで)	
	H21	H57	H01	H03	H56	H02	H01	H42	H12	H21	H44	H48	
ご契約タイプ	H21	H57	H01	H03	H56	H02	H01	H42	H12	H21	H44	H48	
保険料	100円	100円	300円	300円	500円	500円	300円	300円	500円	100円	500円	300円	
保 険 料	死亡・後遺障害	450万円	153万円	1,495万円	720万円	1,348万円	1,170万円	1,495万円	1,187万円	1,060万円	450万円	1,900万円	1,050万円
	入院保険金日額	1,850円	2,000円	5,000円	3,000円	12,000円	4,500円	5,000円	5,000円	8,000円	1,850円	9,200円	4,900円
	手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院時)・5倍(外来時)											
	通院保険金日額	1,200円	1,300円	3,000円	2,000円	8,000円	3,000円	3,000円	3,000円	4,500円	1,200円	6,000円	3,000円
賠償責任	-	500万円	-	1,000万円	500万円	1,000万円	-	500万円	1,000万円	-	500万円	500万円	
携行品損害 (1事故につき自己負担額3,000円)	-	-	-	5万円	-	10万円	-	-	5万円	-	-	-	
救援者費用	-	-	-	50万円	-	100万円	-	-	106万円	-	-	-	

団体旅行(5名以上)

※保険契約をお申し込みいただく場合には参加者名簿のご提出をお願いいたします。
 ※5名以上の団体旅行が対象となります。ご旅行者全員が同一のプランにてご加入ください。
 ※5名未満の団体や、団体内での任意加入・異なるタイプでのご加入はできませんので、ご注意ください。
 (注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。

万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払いの対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

示談交渉サービスについて

賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

★このちらしは「国内旅行総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのちらしに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。
 ★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 企業営業第五部第四課
 〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 Tel: 03-3231-4155
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます)
 公式ウェブサイト <http://www.sjnk.co.jp/>

取扱代理店

旅 京王観光
 本社 〒151-0061 東京都渋谷区初台1-54-2(京王初台1丁目ビル6階)
 TEL.03(5351)7141(代表)
 受付時間: 平日9:15~18:15(土日、祝日、12/31~1/3を除きます)